

<史料紹介> テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (12)

テオドシウス法典研究会, 代表 後藤篤子 / A, Study Group for CTh

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

57

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

61

(発行年 / Year)

2002-03-24

〈史料紹介〉

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一一)

テオドシウス法典研究会
(代表 後藤 篤 子)

- 一 三二三年 (法文①)～⑩ (以上『専修法学論集』第五九号「一九九三年九月」)
- 二 三二四年 (法文⑪)～⑫ (以上同六〇号「一九九四年三月」)
- 三 三二五年一月～一〇月 (法文⑬)～⑭ (以上同六一号「一九九四年七月」)
- 四 三二五年一月～三二六年 (法文⑮)～⑯ (以上同六二号「一九九五年三月」)
- 五 三二七年～三二九年三月 (法文⑰)～⑱ (以上『立教法学』第四三号「一九九六年二月」)
- 六 三二九年四月～七月 (法文⑲)～⑳ (以上同四五号「一九九六年九月」)
- 七 三二九年七月～一〇月 (法文㉑)～㉒ (以上同四七号「一九九七年七月」)
- 八 三二九年十一月～三三〇年二月 (法文㉓)～㉔ (以上同五〇号「一九九八年七月」)
- 九 三三〇年二月～三三一年一月 (法文㉕)～㉖ (以上同五三号「一九九九年七月」)
- 一〇 三三二年二月～八月 (法文㉗)～㉘ (以上同五六号「二〇〇〇年八月」)
- 一一 三三二年八月～三三三年四月 (法文㉙)～㉚ (以上同五八号「二〇〇一年七月」)
- 一二 三三三年五月～三三五年六月 (法文㉛)～㉜ (以上本誌)

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一一) (後藤)

(承前)

⑩ 第四卷第八章第六法文

同(IIコーンスタンティヌス)帝が首都長官マークシムスに(宣示す)。

自由に対しては父祖たちによって大いに価値が認められており、それゆえ、卑属に対する生殺与奪の権を認められている家父が自由を奪うことは、許されるべきではない。

(1) ある者が未成年者のときに売却され(へのちに)成年者として事務を遂行したときは、購入は未成年者の認識に義務を負わせないのでから、購入の抗弁および成年者によって事務が遂行されたとの抗弁は、自由に到達しようとしている者を拘束するべきではない。

(2) ある者のもとで奴隷として養育されて成年者となり、あたかも主人のような売主に唯々諾々と従い事務を遂行してきたが、すではば最終的な自由を得ている者も、成年者となったことで自らの出自を知ったわけではなく、また、売却を甘受することによって彼が知らなかった出自を放棄したと判断されるべきでもないのだから、未成年者(へのときに売却された場合)と同様に、同じ購入の抗弁お

よび事務が遂行されたとの抗弁によって拘束されるべきではなく、両者に自由身分の主張が認められるべきである。

(3) 何らかの利益のために再びもとの奴隷状態に置かれた被解放者についても、同様である。しかしながら、被解放者の事例は以下のような制限によって区別されるべきである。すなわち、未成年者として一四歳以下で解放されたが、その後奴隷状態に留め置かれ、(自分が)知らなかった自由を享受せず、成年者として売却されて事務を行った者は、自由身分の主張から遠ざけられるべきではない。なぜなら、そのような年齢の者には、与えられた自由を知らなかったり忘れてしまうということが容認されるからである。しかし、記憶が確かで、後になされた売却に知りながら巻き込まれた者は、本法の恩恵を欠くべきである。

(4) 他方、これらの者に財産を委ねていた者たち自身も救済されるべきであるので、上記に含まれるすべての者たちの誰かが自由を請求するときは、裁判官は、彼(II自由身分の請求者)のもとにあって、自分が主人であると主張する者に属することを彼が認めたものは、それについて疑われない以上、返還され取戻されるようにただちに判決すべきである。

(5) しかし、請求されたものが、(自由身分請求者の)

否認によって争われたときには、他の法から理解されるように自由身分の主張者の担保によって保全されるべきである。また、自由が奪われていたことが立証されたときには、彼によってなされたことの利益と負われるべきものすべてが返還請求されるように、請求は延期されるべきである。なぜなら、奴隷状態が消滅したときは、主人が奴隷に特有財産として与えていたものは（主人の手から）自由になるべきではないので、主人の権利に基づいて奴隷に対するかのごとくに供与されていたものや、それらのものからの利益や果実として獲得されたものや、領得行為によってひそかに獲得され調達されたものを、かつて主人であった者が有すべきだからである。

(6) しかしながら、遺言や贈与によって取得されたものや、それらのものからの収益に基づいて購入され入手されたものは、その出生自由人に帰属させられるべきである。

(7) しかし、これらすべてのものは、自由に関する訴訟が終了したときに、上記のもの（＝自分が主人であると主張する者に属することを自由身分請求者が認めたもの）から区別される限りで、係争物受寄者のもとに置かれるべきであり、それは、両当事者から遠ざけられて中立的な権利のもとに置かれた状態で彼らがその所有権を争えるように

するためである。

セウエールスとルーフィーヌスがコーンスルの年の五月一日テッサロニカで付与す。

(1) Maximus, 法文⑩註(1)参照。

(2) Gothofredus, ad h. 1. によれば、未成年者のときに売却された出生自由人は、出生自由人が売却されたということをも彼自身が認識していたと想定されるべきでない、という意味である。

(3) 「購入の抗弁」とは、自分は奴隷として購入したとの買主側の抗弁のことを指し、「成年者によって事務が遂行されたとの抗弁」とは、成年者になったのちに奴隷として事務を遂行した者は、その事実によって自身の奴隷状態を追認したことになる、との買主側の抗弁を指すものと思われる。cf. Gothofredus, ad h. 1.

(4) 自由身分を請求している者を指す。cf. Gothofredus, ad *Pr.* なお、自由身分を請求している当人と、身分が問題になっているために訴訟当事者になれない当人に代わって自由を主張する「自由身分の主張者 *adsertor*」とは、区別されるべきである。法文⑩註(1)参照。

(5) 自由身分の主張 *adsertio* については、法文⑩註(1)を参照。

(6) Gothofredus, ad h. 1. によれば、本法文と同じくコーン

スタンティーンヌス帝が首都長官マークシムスに宣示した法文^⑮の勅法を指している。

- (7) *sequester*: 法律上の争いが、有体物、とりわけその所有権や占有権、返還や引渡に関わる場合、当事者は訴訟のあいだこの係争物を係争物受寄者に寄託することができ、特別な例外的事例においてのみ、法務官自らがそのような係争物の寄託を命じた。係争物受寄者は、通常受寄者と同様の責任を負ったが、通常受寄者とは異なり、占有者とみなされて占有に関する特示命令 *interdictum* による保護を与えられた。cf. Kaser/Hackl, *Das römische Zivilprozessrecht* (法文^⑮註 (c)) 所引, p. 294; Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文^⑮註 (c)) 所引, s. v. [*Sequester*].

⑮ 第一一巻第一十六章第二法文

同 (II コーンスタンティーンヌス) 帝が、アエミリア・リグリア州総督ウルピウス・フラウイアーヌスに〈宣示す〉。我等がイータリアの御料地と永借人⁽²⁾は、あらゆる特別の負担⁽³⁾から免除特権を確立されたものと見なされるべし。アーフリカにおける〈御料地〉の借地人にならうて、定め

られたものと慣習になっているもののみを支払うようにである。

セウエールスとルーフィーンヌスがコーンヌルの年の五月二一日に付与す。〈州総督〉庁で読み上げ〈記録す〉⁽⁴⁾。

- (1) Ulpianus. この人物は本法文にしか現れない。cf. *PLRE*, i, p. 349 (ULPIVS FLAVIANVS, 18).
- (2) *enfiteucarii*: 「永借人」に関しては、法文^⑮註 (3) 参照。
- (3) *extraordinaria*: 「特別の負担」に関しては、法文^⑮註 (c) 参照。
- (4) *lecta apud acta*: 帝政後期になると、官庁に収められた文書は公的文書として完全な証拠能力を有することになり、所有権移転に関する届け出は義務づけられ、遺言書なども官庁に *apud acta* 届け出るなど、設権文書主義の浸透により、かかる実践が広まった。cf. Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文^⑮註 (c)) 所引, pp. 80-81; 295. 行政文書も同様に処理されたが、本法文は、少なくとも皇帝により発布されたいくつかの法が、宛先の官吏によって、記録される前に、読み上げられていた *lecta* ことを示している。cf. J. Matthews, *Laying down the Law. A Study of the Theodosian Code* (New Haven, 2000), p. 185.

⑱ 第一六卷第二章第五法文

同(Ⅱコーンスタンティヌス)帝がヘルピディウスに
 (1) 宣示す。

我等はある教会聖職者らや正統なる宗派に奉仕する他の人々が、敵対する宗教の輩により大祓の供儀を行うよう強制されていることを知ったので、この勅令により以下のように命じるものである。すなわち、何びとかが、至聖なる法に仕える人々は迷信たる別の宗教の儀式を強要されるべきだ、と考えたときは、その者は身分が許す場合には公衆の面前で棍棒で打ち据えられるべし。官位への配慮がその者からかかる侮辱を遠ざける場合には、その者は最も重い罰金刑を受け、その罰金は都市によって科されるべきこと。(4)

セウエールスとルーフィヌスがコーンスルの年の五月二五日シルミウムで付与す。(5)

(1) Helpidius: 法文(6)註(一)を参照。

(2) *Iustrum sacrificia*: *Iustrum*とは災いを遠ざけ幸運をもたらすための、周回行列や供儀などから成る浄めの祭儀で、耕地や集落や軍隊など種々のものが浄めの対象であった。

テオドシウス法典(Codex Theodosianus)(一一)(後藤)

だが、共和政期に最も重要だったのは、監察官 *censor* が五年ごとの戸口調査 *census* の締めくくりとしてマルスの野で挙行する、ローマ市民団の浄めの祭儀であった。cf. *The Oxford Classical Dictionary* (3rd ed., Oxford, 1996), s. v. [*Iustration* (*Iustratio*)]。本法文で言及されている大祓の供儀については、Gohofredus, ad h. l. は三二三年の主要な出来事は対ゴート戦とコーンスタンティヌス・リキニウス両帝間の決戦であり、名宛人が在ローマ管区代官であったヘルピディウスであることも勘案すると、ローマ市及びイタリアで敵の撃退とコーンスタンティヌスの勝利を祈願するために挙行されたものと考ええる。これに対し、Seeck, *Regesten*, pp. 38 ff.: 173 は、三〇八年に即位したリキニウスの、五年ごとの即位記念祭に際して行われたものと考えているが、名宛人が在ローマ管区代官であった理由は説明していない。

(3) *alienae superstitio*, *superstitio* は「迷信」と訳されることが多いが、「別の迷信」では意味がわかりにくいので本文のように訳した。*superstitio* は元来、本法文では「敵対する宗教の輩 *diversarum religionum hominibus*」という形で用いられている *religio* と対をなす概念で、共和政期以来、ローマ支配層にとっての *religio* とは、ローマ国家の安寧のために国家成員が神々と保つべき正しい関係に正しい祭儀の挙行であり、それから逸脱する祭儀慣行や、いずれの神に対するものであれ狂信、魔術などは *superstitio* である。

perstitio せられた。cf. M. Beard, J. North & S. Price, *Religions of Rome* (Cambridge, 1998), vol. 1, pp. 215-219. 本文の用語法は、長く religio とされてきたものと、かつては superstitio とされたキリスト教の立場が逆転しつつあることを示している。

- (4) *rebus publicis vindicabitur*. Gothofredus, ad h. l. は「国庫ではなく、都市の金庫に支払われるべきこと」の意とする。

- (5) コンスタンティヌス・リキニウス間の二度の決戦を三三三年七月二日と同年九月一八日のこととする(法文^⑩註(2)・(4))および法文^⑩註(2)(参照) Mommsen は、*subscriptio* が示す本文の付与月日はこれらの決戦の日付と合致しないと、疑問を呈している。これに対し、註(3)で見たごとく、本文で言及される大祓の供儀を決戦に先立って行われたコンスタンティヌスのための戦勝祈願と考える Gothofredus, ad h. l. は、写本の伝える付与月日に何ら疑念を示していない。他方、両帝間の決戦を三二四年のこととし、また註(3)で見たごとく、大祓の供儀をリキニウスの即位記念祭と結びつける *Seckl. Regesten*, loc. cit. は、リキニウスの即位日が十一月一日であることから、本文が付与されたのはこの日付以前ではあり得ないとし、IAN. を IAN. に改めて本文の付与月日を十二月二十五日とする。Barnes, *New Empire*, p. 75 もこれに従う。PLRE. i, p. 413 (HELPIDIVS 1) は、

Seckl 説を併記しつつも、写本の付与月日を受け入れてい
 90°

⑩ 第一一巻第九章第一法文

コンスタンティヌス帝が〈宣示す〉。

汝の前任者が、将校にして官房長官たるプロクレイアヌス⁽¹⁾に宛てて送った書簡によれば、定められたものとしての官服税または馬税を納入していないということで、ある地方住民らの奴隷が質物として取りあげられて、その部署に留め置かれていたという。また、主人は、租税債務を支払ってこれらの奴隷を受け戻すことをせず、他の者も、こうした売買契約は解除されるのではないかと恐れて購入することはなかったという。ゆえに我等は〈以下の如く〉命じるものである。すなわち、租税債務支払いのために二ヶ月の〈猶予〉期間が奴隷の主人に与えられ、その期間が過ぎても租税債務が支払われなかったならば、購入しようとする者は誰であれ、奴隷を確実に購入できる、と。

セウエールスとルーフィヌスがコンスルスの年の十二月三十一日カストゥロー⁽³⁾で掲示す。

三二四年

⑨ 第二二卷第十七章第一法文

コーンスタンティヌス帝がダルマティウスに⁽¹⁾「宣示す」。

いくたりかの者たちが自らの子として他人の子を我等の面前に連れ来たり、個人に課される負担の免除を我等から取得した、と我等は聞き及んだので、このことが証明されたときには、その者たちは与えられた恩恵を取りあげられる旨を、我等は命じるものである。他方、いずれの性であ

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (一一) (後藤)

- (1) Proculianum tribunum et mag(is)trum. 「将校にして官房長官 tribunus et magister officiorum」については、法文⁽³⁾註(4)を参照。M. Claus, *Magister officiorum in der Spätantike* (法文⁽³⁾註(1)所引), p. 139. によれば、プロクレイアーヌスはコーンスタンティヌス帝のもともと三三三年に同職を勤めた。また、*PLRE. i.*, p. 744 (Proculianus); p. 563 (Martinianus 2) も参照のこと。
- (2) 官服税と馬税については、法文⁽³⁾註(4)を参照。
- (3) *Castulo*. ヒスパニアのバエティカの都市。

れ五人の子を持つ者たちは一旦取得された免除を我がものとする旨を、我等は命じるものである。⁽²⁾ただし、法によって約束された免除特権は、息子または娘を五人持つ父たちによって保持されるのであるから、この「五人という」頭数のなかに法定年齢の息子が見出されるならば、その父の代わりに息子は、引き受けられるべき負担をただちに課される。

(1) しかし、もし何びとかが、貧困(者として)の財産評価ゆえに免除を取得し、このことを証明したならば、財産の欠乏を理由として個人に課される負担の遂行へと召喚されたとしても、恩恵を我がものとすべし。⁽⁴⁾

クリスプスが三度目にしてコーンスタンティヌスが二度目のコーンスルの年の一月一九日シルミウムで付与す。⁽⁵⁾

- (1) *Dalmatius*, *PLRE. i.*, pp. 240 f. (*Fl. Dalmatius 6*) 母、コーンスタンティヌス帝の腹違いの兄弟であった *Flavius Dalmatius* に同定する。フラウィウス・ダルマティウスは、三三三年以前にコーンスル、三三三年頃に監察官を歴任した。なお、本法文においてダルマティウスがどのような肩書きで法を受け取ったのかについては不明であ

る。

(2) 一定数の子を持つことによって種々の負担から免除されることがユエリウス法とパーヒウス・ポッパエウス法によつて認められた。cf. Treggiari, *Roman Marriage* (法文^⑤註(2) 所引), pp. 66-75. ユースティニアヌス帝の『法学提要』第一巻第二十五章前文によれば、ローマで三人、イタリアで四人、属州で五人の子を持つ者は、後見役やさまざまな管理役の負担から免除されるとある。

(3) 法定年齢については、法文^⑥を参照。

(4) すでに以前から、「貧困者 pauperes」「貧困 paupertas」とされた場合、後見役から免除される一方で、刑事事件における告訴が認められなくなつていた。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文^⑦註(3) 所引), s. v. [Pauperes], [Paupertas], Gothofredus, ad h. l. によれば、コンスタンティヌス帝は、貧困者に認められていたこのような負担免除の部分を本法によってさらに補強したと考えられる。

(5) 本文の subscriptio (CRISPO III ET CONSTANTINO II CONSS.) は明らかだに起れよう。Momm森は CRISPO II ET CONSTANTINO II (三二一年) と CRISPO III ET CONSTANTINO III (三二四年) の両方の可能性を指摘しつつも「三二四年説をとり」Seck, *Regesten*, p. 173φこれに従う。他方 Barnes, *New Empire*, p. 75-70 PLRE. I, p. 241 φ三二一年とせよ。

①② 第一三巻第五章第四法文

同(=コロンスタンティヌス)帝がヘルピディウスに
命ずる。
(宣示す)。

ヒスパニアの海岸のどこからであれ、ローマ市のポルトゥスに「船主」の船が入港し、収税物だけを輸送していたときには、自身に課された義務をより容易に果たすことができるように、同船が何びとの妨害もなく出港し、正規のものではないいかなる積荷にも奉仕しないよう、我等は命ずる。

クリースプスが三度目にしてコロンスタンティヌスが三度目のコンスルの年の三月八日テッサロニカで付与す。

(1) Helpidius, 法文^⑧註(1)を参照。

(2) Portus, ローマの新港。

(3) Gothofredus, ad h. l. によれば、総督、管区代官、食糧管理長官、首都長官および道長官らが、収税物を運搬してきた船が母港に帰港する際に、建築資材などを積み込む場合があったとし、そのことは本法典本巻本章の第五、八、九法文からも理解されるとする。

⑬ 第一一巻第二十六章第三法文

同(IIコーンスタンティヌス)帝が、カルケドン、ならびにマケドニア住民宛勅令に⁽¹⁾。

何らかの登録がなされることが必要となるたびごとに、大勢の取るに足りない財産の者たちが、富裕者の欲望と便宜に従属し、深刻で不公平な不正を被ることがないように、総督の判断と手配によって、各都市の登録がなされるべし。

正帝クリスプスが三度目にして正帝コーンスタンティヌスが三度目のコーンスルの年の四月二四日に受領す⁽²⁾。

(1) *ad edictum*. 法文⑬註(1)を参照。

(2) *Seck, Regesten*, p. 68 は、カルケドンが、リキニウスに対する勝利によってコーンスタンティヌスの支配下に入ったのを三二四年の夏以降のことと考えるので、春に発せられている本文を三二五年のものとする。Momm-*sen* は、勝利の年を三二三年に置くので(法文⑬註(2)参照)、*subscriptio*の年表示には問題ないものとする。ただし、Momm-*sen*も注記するやうに、クリスプスとコーンスタンティヌスの称号に関しては、「副帝」が正

テオドシウス法典(*Codex Theodosianus*) (一一二)(後藤)

150. cf. *Seck, Regesten*, p. 178.

⑭ 第一五巻第一四章第一法文

コーンスタンティヌス帝が道長官コーンスタンティウスに(1)「宣示す」。

暴君リキニウスの勅法や法は除去されて、古法ならびに我等の定め命ずるところが遵守さるべきことを、万人は知るべし。

副帝クリスプスが三度目にして副帝コーンスタンティヌスが三度目のコーンスルの年の五月一六日に掲示す⁽²⁾。

(1) *Constantius*, 三二四〜三二七年、道長官。おそらく三二四〜三二六年はコーンスタンティヌス帝の下でオリエーンス道長官を勤め、その後同帝に伴ってローマに赴き、副帝コーンスタンティウスの道長官としてイタリアに残ったと思われる。三二七年、コーンスル。名前から推して、コーンスタンティヌス帝の親戚であったかもしれない。
cf. *PLRE*, i, p. 225 (Fl. *Constantius* 5).

(2) *Momm-*sen** は、コーンスタンティヌスとリキニウス

の間で行われたアドリアノーブルの戦いを三三三年七月二日、クリュンボリスの戦いを同年九月一八日とし、その後両者間で話し合いが持たれたのちにリキニウスが処刑されたのだから、写本が伝える本文の揭示年月日(三三四年五月一六日)は正しいと考える。なお、MommsonはGothofredusが subscriptio 中の IUN. を IAN. に改めたとするが、Gothofredus, ad h. l. は両帝間の決戦を三三三年に特定し、写本の揭示年月日を支持している。これに対し、Seeck, *Regesten*, pp. 99, 174 は両帝間の二度の決戦の年代を三三四年とし、従ってリキニウスの敗戦後に出された本文の揭示年月日については、IUN. を IAN. に改め、三三四年一月一六日とする。PLRE, I, loc. cit. もこれに従う。

⑬ 第一二巻第一章第九法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が、アフリカ州総督ヒラリアヌスに⁽¹⁾〈宣示す〉。

何びとか参事会員が、自らのことに関わる理由にせよ、都市に関わる理由にせよ、我等のもとに来ることを余儀なくされたときには、その者は、その願い出を総督^{ユリテックス}に提出

し、出立の許可を得るより前に〈都市を〉離れてはならない。何びとかがその傲慢さゆえにこの命令を軽んじたときは、流刑という終着点が運命づけられるべきである。クリエプスが三度目にしてコーンスタンティヌスが三度目のコーンスルの年の七月九日カルターゴで揭示す。

(1) Hilarianus. PLRE, I, p. 433 (M(a)ecilius Hilarianus 5) は、このヒラリアヌスを、法文^⑬と^⑭に現れる三三六年のルカーニア・ブルッティオールム州総督 Mecilius Hilarianus、ローマ、ウティカ、カルターゴの碑文に現れるアフリカ州総督 Mecilius Hilarianus、および、エジプトのパピルスに現れる三三二年のコーンスル Mecilius Hilarianus と同定する。このうち、ウティカの碑文は、コーンスタンティヌスのリキニウスに対する勝利を示唆している。また、PLRE, I, loc. cit. は、三三八〜三三九年の首都長官、三五四年の道長官とも同定している。

三三五年

⑭ 第一五巻第一章第二法文

同(=コンスタンティヌス)帝が全ての州民に(宣示す)。

暴君ならびに彼の総督^{ゴトフレックス}らが行ったことは無効とされるが、何びとも、自らが進んで為したこと⁽²⁾や合法的に為されたこと⁽³⁾を、濫訴によって覆そうとしてはならない。

パウリーヌスとユリアーヌスがコンスルの年の二月一二日に付与す。

(1) 本論文が發布された三二五年の前年(ないし二年前。法文⁽⁴⁾註(2)を参照)にコンスタンティヌスとの決戦に敗れて処刑されたリキニウスを指す。

(2) *Gothofredus. ad h. l.*によれば、リキニウス統治下で私人が行った父権免除、奴隷解放、和解 *transactio*、贈与などの行為を指す。

(3) 本論文に続く本法典第一五巻第一四章第三法文は、「暴君の合法的な勅答は疑義をはさまれるべきではない」と命じている。

(197) 第一巻第一五章第一法文

コンスタンティヌス帝がイータリア長官⁽¹⁾シルウィウ

テオドシウス法典 (*Codex Theodosianus*) (一一二)(後藤)

ス⁽²⁾パウルスに(宣示す)。

前略。他の用務に忙殺される貴官が、この種の勅答の累積によって煩わされることのないように、以下の事案のみを貴官に委ねるものとする。すなわちそれは、より力のある者がより弱小の裁判官に圧力をかけることがありうる事案、騎士級州総督⁽³⁾の法廷で決定されるべきではない問題が生じている事案、同じ騎士級州総督のもとで長い間扱われていたが汝のもとで決定されるべき問題が生じている事案⁽⁴⁾である。

パウリーヌスとユリアーヌスがコンスルの年の二月二五日ニーコメデーアで付与す。

(1) *magister Italiae. PLE. i. p. 685 (SILVIUS PAVLVS 10)*によれば、この官職については全く知られておらず、名宛人の *Silvius Paulus* はおそらくは管区代官であったとされる。Momm森は、イータリア管区代官と推測している。

(2) *Silvius Paulus*. この人物は、本論文のみから知られる。cf. *PLE. i. loc. cit.*

(3) *praesides* については、法文⁽⁴⁾註(5)を参照。

(4) *Kaser/Hackl, Das römische Zivilprozessrecht (法文⁽⁴⁾註(3)所引)*, p. 535, n. 32 は、騎士級州総督に関する事

案は、裁判における騎士級州総督の党派性が疑われる場合の事案であると解している。

⑬ 第二二巻第九章第一法文

コンスタンティヌス帝が〈宣示す〉。

総督のうち誰であれ、消費貸借を介在させることによって、都市が集めた税から得たものを着服してはならないし、また着服しようとしてもならない。

パウリーヌスとユーリアヌスがコンスタルの年の三月一日トレウィーリで付与す⁽²⁾。

(1) *mutui*. 借主が貸主から一定の金銭その他の代替物を受け取り、一定期間内に同種・同量の物を返還する旨を約することによって成立する契約。借主は、消費を目的として与えられたものについては所有権を得た。利息を付す場合には、別に合意が必要で、通常は問答契約 *stipulatio* で為された。貸主は借主が返還しない場合、それが金銭貸借であれば確定貸金返還請求権 *actio certae creditae pecuniae* で、金銭以外の代替物であれば確定物返還請求権 *condictio certae rei* または一定量の穀物に関する返還請求訴

権 *condictio triticiana* に基づいて訴えることができた。
cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文) 註 (3) 所引), s. v. [Mutuum]. [Condictio certae rei].

(2) Gothofredus, ad h. l. によれば、コンスタンティヌス帝は、パウリーヌスとユーリアヌスがコンスタルの年(三二五年)にはマケドニアとビチュニアにいたので、トレウィーリで付与したとは考えがたい。本文は『勅法彙纂』第一〇巻第七章第一法文に再録されており、ここでの補註では、「付与す」ではなく「受領す」の可能性が指摘されている。

⑭ 第二二巻第一〇章第三法文

同(IIコンスタンティヌス)帝がヘッラデイウスに〈宣示す〉。

弁護士のうちのある者たちは、謝礼の名目で、法外で不正な利益を自らの名声よりも優先させていることが、しばしば明らかとなっている⁽²⁾。

……

(1) Helladius, *PLRE*, i, p. 412 (Aur. Helladius 5) によ

れば、おそらくは管区代官か州総督であつたとされる。

(2) 本文文と同じ勅法を再録した『勅法彙纂』第二卷第六章第五法文によれば、謝礼の名目で一定の利益を要求して依頼人に大きな損害を与えた弁護士は、その職務から完全に遠ざけられるべきものとされている。なお、弁護士の手数料の最高額に関する規制や、違反者に対する処分(弁護士団体からの除名)については、法文⑩註(3)を参照。

(3) 本文文には *subscriptio* が欠落しているが、『勅法彙纂』第二卷第六章第五法文(前註参照)の *subscriptio* (D. III k. April. Paulino et Iuliano cons.) に基づいて、三二五年三月三〇日に付与されたものと解されている。

②〇〇 第二卷第三三章第一法文

① コーンスタンティヌス帝が道長官代行ドラキリアヌスに〈宣示す〉。

必要としている者たちに果汁を含んだ、または乾燥した收穫物を消費貸借として供与した者は誰であれ、利息として、〈元本を〉超える〈返還総量の〉三分の一を取得するものとする。すなわち、債権額が二モディウスだったときには、第三のモディウス(一モディウス)を加えて獲得

テオドシウス法典(Codex Theodosianus) (二二)(後藤)

するものとする。もし〈弁済受領を〉求められた債権者が利息からの利益のために債務への弁済を受領しようとしなかったときには、利息だけでなく、元本も剝奪されるべし。本法は、收穫物にのみ関係している。なぜなら、金銭については債権者が〈利息として〉百分の一を超えて受領することが禁止されているからである。

パウリーヌスとユーリアヌスのコーンスルの年の四月一七日カエサレアで揭示す。

(1) *Dracilianus agens vicem praefectorum praetorio*. Seeck, *Regesten*, p. 68 は、管区代官としてゐる。PLRE. I, p. 271 (DRACILIANVS)によれば、この名宛人は、本法法の他にもう一つの勅法(本法典第一六卷第五章第一法文)に登場するにすぎない。

(2) *centesimas usurae centesimae* とも表記され、月利一%、すなわち年利一二%を意味する。利息制限は、すでに十二表法にいわゆる十二分の一利息 *fenus unciarium* として規定され、その後も個別立法で何度か規定されたが、共和政末期にその後の最高利率の規準となる「百分の一利息」が定められた。しかし、これと異なる慣行があった場合(特に東部)や、地中海商業に関わる金融たる海上消費貸借 *fenus nauticum* の場合など適用を受けないケースも

あつた。cf. Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文の註 (c) 所引), s. v. [Centesima], [Usurae centesima], [Fenus nauticum]; Kaser, *Das römische Privatrecht I* (法文の註 (c) 所引), pp. 167 f., 496 f.

(3) 写本に従えば三二五年であるが、Seeck, *Regesten*, loc. cit. は、本法典第一六巻第五章第一法文(三二六年)、同第一二巻第一章第二二法文および Euseb., *Vit. Const.*, III, 31, 2 を根拠にして、三二五年のオリエーヌスの道長官代行はマークシムス Maximus なる人物で、ドラキリアーヌスがこの職に就いたのは三二六年であるとする。PLRE. i, loc. cit.; Barnes, *New Empire*, pp. 141, 246 も、これに従う。なお、林信夫「帝政後期ローマにおける利息法の機能」『立教法学』四四号(一九九六年)、一六〇―一八頁参照。

㉑ 第一巻第二章第五法文

(1) 同(=コーンスタンティヌス)帝が首都長官セウェールスに「宣示す」。

(2) 中間裁決あるいは猶予抗弁が我等の勅答により認められる都度、請願への道が開かれるべし。他方、訴訟全体の審

理を無にし、訴訟の主要部分の効力を無に帰さしめるような勅答は、相手方の重大な損失なしには覆され得ない。それゆえ、永久抗弁の「緩和」が求められるべきまでではなく、勅令に反した請願がなされるべきでもない。

パウリーヌスとユーリアーヌスがコーンスルの年の五月二三日ニールカイアで付与す。

(1) Severus, 法文(註(一))を参照。

(2) praeiudicium. 本法文を収録した『勅法彙纂』第一巻第十九章第二法文においては、「中間裁決あるいは」の部分が省略されている。「中間裁決」や類似の術語については法文(註(一))を参照。ただし、Gothofredus, ad h. l. は、本法文におけるこの語は、裁判官からの伺書や報告に対して出された勅答によって、先決されるべきこととして裁判官に差し戻されたこと、あるいは、訴訟の主要部分に関わらない部分で勅答そのものによって先決されたこと、を意味すると考える。

(3) moratoria praescriptio. praescriptio は字義通りには「前文」。Gothofredus, ad h. l. によれば、この句は従来方式書に付記される「猶予抗弁 exceptiones temporales, dilatoriae」(一時的に原告の権利の行使を阻止する抗弁)の意味で解釈されてきた。これに対し Gothofredus は、本法文の主旨は、名宛人の首都長官のように皇帝に代わ

て vice sacra 裁判をする権限を有する官吏に対し、どう
いう場合にいったん出された勅答に反する再度の請願が認
められ、あるいは、こちらが要点なのだが、どうする場合
に認めてはならないかを指示することであったと考え、こ
の句については、訴訟当事者の一方の求めに対し勅答に
よって認められた、訴訟の主要部分の延期と考える。

- (4) remittitur. Gothofredus, ad h. l. は本文の主旨を註
(3) で見たごとく考えるので、これを remittitur や
tribuitur⁽³⁾ すなわち「認められる」「与えられる」の意味
でとり、 praeiudicium や moratoria praescriptio を命じ
た勅答に対してのみ、それを覆すなり緩和するよう改めて
請願する権利が、訴訟の相手方に認められた、と説明す
る。これに対し、Pharr はこの語を annui と訳す。その
場合、最初に訴訟延期などを求めた方に再請願の権利が認
められる、ということになる。

- (5) praescriptio peremptoria. 註(3) で言及した「猶予
抗弁」に対し、原告の権利の行使を永久的に阻止するも
の。なお、「猶予抗弁(または一時抗弁)」「永久抗弁(ま
たは棄却抗弁)」については、船田享二『ローマ法』第五
巻(一九七二年、岩波書店)、二二五頁を参照。cf. Berger,
Encyclopedic Dictionary (法文の註(3) 所引) s. v. [Ex-
ceptio]. ただし、Gothofredus, ad h. l. はこの句を、前の
文で言われている「訴訟全体の審理を無にし、元の訴訟の
効力を無に帰さしめるような勅答」に記されていること、

の意でとる。そして註(3) で見たように、そのように訴
訟全体についての決定を下した勅答については、勅令と同
様、その取消しや緩和を求める請願は一切認められない、
ということの周知が本文の狙いであったとする。

②⑦ 第七卷第二〇章第四法文

同(= コーンスタンティヌス)帝が首都長官マークシ
ムスに〈宣示す〉。

野戦機動軍および河川監視軍の兵士ならびに下士官は、
自己の人頭と、父親・母親・妻の人頭の全てを、ただし、
それらの者が存命していて、課税基礎査定の際に登録され
ているときは、〈台帳から〉削除すべし。これらの人の誰
かを、あるいは全員を亡くしている場合、彼らが亡くなっ
ていなかった場合にこの人たちに応じて削除できたのと同
じ人頭数を、自らが軍営特有財産へとして得た奴隷につ
いて〈そこから〉削除すべし。しかしその際、相手と共謀
して所有権を偽り、他人の財産を削除するのではなく、正
しく自己の財産へに属する人頭を削除すること。

- (1) 「ところで、満期除隊の書状を得たのちに退役した

兵らは、自己および妻の人頭を（課税基礎台帳から）削除するよう我等は定めるものであるが、他の者たちは名誉除隊を得たならば、自らの人頭だけを削除すること。」いずれの軍隊勤務からであれ全ての退役兵は、自らの妻と合わせて、一人分の人頭の削除を享受するよう我等は命じる。

(2) 一方、以前の法により二四年の軍務ののちに名誉除隊を得たならば一人分の人頭の削除を享受していた河川監視軍からの退役兵は、二〇年の軍務を終えて名誉除隊を得た場合もまた、野戦機動軍兵士の例にならって、一人分の人頭を削除すべし。「二〇年以内に除隊した場合でさえも、虚弱者や障害者は課税基礎査定の際に申告されないことに鑑み、同じ恩恵を享受すべし。」

(3) 他方、騎兵および歩兵は軍務に就いている間、自己の人頭を削除すべきであり、退役してからも、同じ削除という慰めを得るであろう。いつ、どの任地において除隊を得たのであれ、野戦機動軍への勤務から老齢もしくは障害ゆえに解放されたならば、軍務年数にかかわらず二人分の人頭、すなわち自己と妻の人頭を削除されるであろう。河川監視軍兵士にもまた、自らが戦傷ゆえに除隊したことを証明したなら、同じ特権が与えられること。ただし、誰か河川監視軍兵士が一五年を過ぎて二四年以内に軍務から退

いたならば、自己の人頭の削除のみを得るべし。河川監視軍兵士の妻は、〈夫が〉二四年ののちに軍務から退いた場合に削除されるべきなのだから。

パウリーヌスとユーリアーヌスがコーンスルの年の六月一七日アンティオキアで掲示す。

(1) 「首都長官マークシムス」に宛てた法文としては、法文①、⑤、⑥、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳が、他に、法文⑧、⑩、⑫が官職名なしのマークシムス宛、法文⑭が「道長官マークシムス」宛となっている。これら全ての法文の受領者は一般に、三一九年九月一日〜三三三年九月一三日まで首都長官を務めた Valerius Maximus と同定されている（各法文の註を参照。cf. *PLRE*, i, p. 590 [Valerius Maximus signo Bastilius 48]). *Gothofredus*, ad h. l. 4, subscriptio. によれば三二五年発布の本法文の名宛人マークシムスの官職名について、本法文の内容は首都長官の職務とは関わりなく、揭示地がアンティオキアであることから推しても (Praefectus) U(th)ではなく P(ro) P (raefectum) 、「すなわち vicarius Orientis (オリエンヌ管区代官) であつたとし」 Mommsen もこれに従う。*PLRE*, i, pp. 590 f. (Valerius Maximus 49) も同様で、さらに、本法文の名宛人は前述の首都長官マークシムスの息子が甥であつたと推測している。

(2) *comitatenses et ripenses milites*. 帝政後期の野戦機動軍 *comitatenses*、および河川監視軍 *ripenses* あるいは *riparenses*・騎兵大隊 *alae*・歩兵大隊 *cohortes* から成る辺境防衛軍 *limitanei* については Southern & Dixon, *The Late Roman Army* (法文^⑧註(一)所引), pp. 4-38 を参照。

(3) *protectores*. 法文^⑦註(2)参照。ガッリエヌス帝による創設時は皇帝の幕僚を指す称号であったが、その後、昇進を重ねてきた兵士が自ら指揮権を持つ前に、*protectores* として種々の指揮官の下で軍事経験を積む、という一種の士官学校的な機能を持つ集団となつたという。cf. Southern & Dixon, *op. cit.*, pp. 14 f.; 56 f.

(4) 「他の者たちは」以下の訳文は Mommsen の「*hinc et hinc (si honestam missionem meruerint, suum caput tantummodo excusare ceteros). Omnes veteranos de quocumque exercitu) に従つたものだが、Mommsen 自身、ceteros の後で切る」と、続く文章の意味と矛盾するを指摘している。Gothofredus は *excusare* の後に *ペリオド* を打ち、*Ceteros omnes veteranos ……* と続けている。これに従えば、訳文は「退役兵が名誉除隊を得たのであれば、自らの人頭だけを削除すること。」いづれの軍隊勤務からであれ、他の全ての退役兵は」となる。*

(5) ドナウ沿岸 *Brigatio* の砦跡から出土した青銅板に記されていた、三一年六月九日付の勅答 (*FIRA* i, no. 93)

テオドシウス法典 (*Codex Theodosianus*) (一一二) (後藤)

を指すと思われる。cf. Southern & Dixon, *op. cit.*, pp. 35 f.; 87.

(6) 「事由による退役 *causaria missio*」に伴う特権を指すと思われる。野戦機動軍兵士の場合は軍務年数や負傷・疾病・老齢など事由を問わず、満期除隊 *emerita missio* 扱い(すなわち、自己と妻の二人分の人頭の削除)とされるのに対し、河川監視軍兵士の場合は、一六年以上の軍務と戦闘中に負った負傷という軍務年数・事由の条件が課され、条件を満たした場合でも名誉除隊 *honestia missio* 扱い(すなわち、一人分の人頭の削除)とされている。cf. Gothofredus, *ad h. l.*; Southern & Dixon, *op. cit.*, p. 87.

(未完)

(附記)

今回の担当者は、浦野聡、後藤篤子、芹澤悟、林信夫、樋脇博敏である。